# 税制優遇措置

公益法人に寄附をした個人に対する寄付金控除について

\*当財団への寄附金は「特定公益増進法人」への寄附として税制優遇が受けられます 当財団に対する個人の方の寄附については、確定申告の際、『税額控除』と従来の「特定 公益増進法人」に対して寄附した場合に適用される『所得控除』の いずれか一方を選択 出来ます。

# \*『所得控除』 または 『税額控除』

その年の対象団体に対して行った寄附金の合計額のうち、2,000 円を超える金額につき 適用されます。

### 《『所得控除』適用の場合》

寄附金額 - 2,000 円 = 所得控除額

総所得金額等の40%相当額が限度

## 《『税額控除』適用の場合》

(寄附金額 - 2,000円) × 40% = 税額控除額 ↑ ↑

総所得金額等の 40%相当額が限度

所得税額の25%相当額が限度

#### \*お願いとご注意

税制は毎年のように改正されますので、最新の状況については、税務署にお尋ねになるか、 国税庁のホームページ(アドレス https://www.nta.go.jp/)でご確認の程お願い致します。